

令和5年5月9日

保護者 様
生徒の皆さん

埼玉県立春日部高等学校長 上原 一孝

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の 学校における感染症対策について

日頃より本校の教育活動並びに新型コロナウイルス感染拡大防止への取組に、御理解、御協力いただき深く感謝申し上げます。

このたび埼玉県教育委員会から、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の学校における感染症対策について通知がありました。再び感染拡大につながらないよう細心の注意を払っていくことが大切です。つきましては、県教育委員会の通知に基づき本校では、下記のとおり適切に対応をしております。

記

1 基本的な感染防止対策について

(1) 健康観察の継続

毎日の健康観察を継続し、発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状がある場合には、無理をして登校しないようにしてください。

(2) マスクの着用の考え方

ア 生徒・教職員とも、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、次の場面ではマスク着用を奨励します。

- ・登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する場合
- ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合

イ 感染不安を抱き、マスクの着用を希望する者等に対して、マスクを外すことを強いることはありません。

ウ マスクの着用の有無による差別・偏見等を持たないなど、互いの人権に十分に配慮できるように対応します。

(3) 教室等における換気（エアロゾル対策）の徹底

教室では、エアコン使用の有無に関わらず欄間を開放し常時換気をするとともに、機械換気設備（ロスナイ）を活用した強制換気も常時実施します。

(4) 食事の際の留意点

食事中は、食事の前後の手洗いを徹底し、適切な距離を確保し、大声での会話は控えてください。なお、「黙食」は必要ありません。

2 部活動・学校行事等

(1) 基本的な考え方

感染・事故防止の対策を徹底した上で、生徒の安心・安全の確保を最優先とした活動を行います。

(2) 感染防止対策・事故防止の徹底

ア 埼玉県の部活動の在り方に関する方針及び本校の方針に基づく活動とします。

イ 「体調不良者の活動参加禁止」、「活動場所の換気」、「感染対策なしでの大声を伴う飲食等の禁止」を重点的に取り組みます。

ウ 生徒の健康観察を徹底するとともに、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状のある者は活動を控えてください。

3 生徒の出欠席などの取扱いについて（5月13日まで移行期間とし、15日から適用）

（1）出席停止の取扱い（手続きが必要ですので、速やかに担任に御相談ください。）

ア 生徒本人の陽性が判明した場合

・有症状者…発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快（※）した後1日を経過するまで。（※解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること）

・無症状者…陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日を経過するまで。
なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

イ 体調不良者のうち医師等から登校を控えるように指示された者

ウ 学校感染症（インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎など）の感染が判明した場合

（2）欠席扱いとしない場合（手続きが必要ですので、速やかに担任に御相談ください。）

学級あるいは学校内に陽性者が確認された場合において

ア 基礎疾患があるなど医師等から登校すべきでない判断された場合

イ 保護者から感染不安で休ませたいと相談があった者で、校長が合理的な理由があると判断した場合

（3）今後、出席停止等にならないもの

- ・同居家族等の陽性者の濃厚接触者になった場合
- ・生徒本人に発熱、咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合
- ・同居家族等に未診断の発症等の症状がみられる場合
- ・新型コロナワクチンの接種と副反応が出た場合

（4）公欠の取扱い

ア 埼玉県教育委員会が定める生徒の参加する対外運動競技・文化活動等に参加する場合

イ 生徒指導、進路指導等で特に必要と認められる場合

ウ ア・イ以外のもので校長が特に認める場合

（5）欠席の取扱い

上記3（1）（2）（4）及び忌引き以外のものは欠席として取扱います。

（6）欠席等の連絡方法について

欠席等の連絡については、原則として当日午後5時45分までに御連絡ください。

問い合わせ先

埼玉県立春日部高等学校（定時制の課程）

担当 副校長 小宮 高弘

電話 048-752-3141